

①機構と会社との協定（概要）

- 道路関係四公団の民営化においては、新たに発足した会社の自主性を尊重する観点から、従来、旧公団が国の一方的命令を受けて高速道路の新設等を行っていた方式を改め、会社が機構と締結する「協定」に基づいて、高速道路の新設等を行うこととしています。

（１）協定の締結単位

全国路線網：東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）がそれぞれ管理する高速自動車国道及び国土交通大臣の認可を受けて機構が指定する高速道路（３協定）

地域路線網：国土交通大臣の認可を受けて機構が指定する、首都高速道路、阪神高速道路の阪神圏、阪神高速道路の京都圏及び本州四国連絡高速道路（４協定）

一の路線に属する高速道路：（９協定）

（２）各協定の内容

対象となる高速道路の路線名、会社が行う工事の内容、機構が会社に対して行う債務引受けの限度額、機構が会社に対して行う無利子貸付けの貸付計画、機構が会社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及び徴収期間 ほか

②機構の業務実施計画（概要）

- 機構は、会社と締結した「協定」に基づき、「業務実施計画」を作成し国土交通大臣の認可を受けることとされています。

（１）業務実施計画の策定単位

全国路線網：全国路線網に属する高速道路（１計画）

地域路線網：協定の締結単位と同様（４計画）

一の路線に属する高速道路：協定の締結単位と同様（９計画）

（２）業務実施計画の内容

対象となる高速道路の路線名、会社が行う工事の内容、機構が会社に対して行う債務引受けの限度額、機構が会社に対して行う無利子貸付けの貸付計画、機構が会社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、機構の収支予算の明細（償還計画表） ほか

③会社の事業許可（概要）

○ 会社は、機構と締結した「協定」に基づき、「事業許可」申請書を国土交通大臣に提出し許可を受けることとされています。

（１）事業許可の許可単位

全国路線網：協定の締結単位と同様（３事業）

地域路線網：協定の締結単位と同様（４事業）

一の路線に属する高速道路：協定の締結単位と同様（９事業）

（２）各事業許可の内容

対象となる高速道路の路線名、会社が行う工事の内容、会社が徴収する料金の額及び徴収期間 ほか

（参 考）

〔民営化の目的〕

○約４０兆円に上る有利子債務を確実に返済

○真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担で建設

○民間ノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定や多様なサービスを提供

〔会社と機構による高速道路事業の実施スキーム〕

